

第5章第1節 2. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進 / 国土交通省

TOPICS

心のバリアフリーの推進

高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)(以下「バリアフリー法」という。)に基づき、駅などのハードの整備に加え、高齢者、障害のある人等の移動等円滑化の促進に関する国民の理解及び協力を求めること、いわゆる「心のバリアフリー」を国の責務として推進している。これまでも、介助の擬似体験等を通じバリアフリーに対する国民の理解増進を図る「バリアフリー教室」の全国各地での開催や、鉄道利用者への声かけキャンペーン等の啓発活動の推進を行っている。

平成30年2月に閣議決定され、第196回国会へ提出されたバリアフリー法の改正法案において、国及び国民の責務規定に、「高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援」を協力の例示として加えることとしている。

今後この改正を踏まえ、バリアフリー教室の開催を一層充実させること、2020年東京大会に向けて、鉄道の利用に当たり、高齢者、障害のある人等に対するサポートを行っていただくよう、呼びかけるキャンペーンを行うこと、障害のある人等への接遇を的確に行うため、交通事業者向けのガイドラインを新たに作成し、より実践的な研修が行われるよう働きかけることなどを行うこととしている。

EV優先マーク(例)



声かけキャンペーン



声かけキャンペーン (商工会議所の取組例)



ベビーカーキャンペーン



トイレ利用のマナー向上



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料